平成３０年４月発行

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課

障害福祉サービス事業者の皆さまへ

平成30年度

**障害福祉サービスに関する主な制度改正のお知らせ**

**◎平成30年4月から障害福祉サービス等報酬が改定されました**



 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、障害児支援のサービス提供の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）、精神障害者の地域移行の推進、就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の支援等を図るため、報酬が見直されました。詳しくは「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（厚生労働省ホームページhttp://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193399.html）をご確認ください。

**◎平成30年4月から法改正に伴い新たなサービスが始まります**

**自立生活援助**

施設等から地域での一人暮らしに移行した方に、定期的な居宅訪問や随時の対応により、生活面の課題などについて確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

**就労定着支援**

就労移行支援等を利用し一般就労に移行した方に、相談を通じて就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や自宅への訪問等を通じて、関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

**居宅訪問型児童発達支援**

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

**上記３つの事業の開始については、事業者指定を行っている東京都への確認をお願いします。**



《裏面あり》

**◎その他の主な平成30年4月からの改正内容**



◆最重度の障害者で重度訪問介護を利用している方が、入院中においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになります。

◆共同生活援助（グループホーム）の新しい類型として、重度障害者などに対し、常時の支援体制を確保し、利用者の状況に応じた日常の介護や相談、地域生活の援助を行う「日中サービス支援型」が追加されます。

◆障害福祉サービスや障害児サービスを実施する事業者が、一定の条件のもとに介護保険サービスを実施できる「共生型サービス」制度が始まります。サービスを提供する事業者は、東京都または利用者のお住まいの自治体（介護保険担当）の指定を受ける必要があります。

◆補装具費の支給範囲に「借受け」が追加されます（対象品目、要件の制限あり）。

　◆65歳に至るまで、相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、負担を軽減する仕組みが始まります（高額障害福祉サービス費の支給対象の拡大）。

◆同行援護サービスの基本報酬体系が一本化されます。（身体介護あり、なしの分類の廃止）

◆放課後等デイサービスの適切な評価のため、新たな報酬区分が設定されます。

◆計画相談支援・障害児相談支援において、質の高い事業者を評価する加算の創設とともに、基本報酬の見直しが行われます。また、モニタリング実施標準期間の見直しや、相談支援専門員1人当たりの標準担当件数が設定されます。

◆障害福祉サービスの利用の対象になる難病として、「特発性多中心性キャッスルマン病」が追加されます。



世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課発行

　　　　　　　　　電話　03-5432-2413・2414

